



資料編



第 10 次島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 名簿

第 10 次島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会要綱

第 10 次島田市高齢者保健福祉計画等策定経過

用語解説

事業索引



1 第10次島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 名簿

(50音順 敬称略)

	氏名	区分	所属名簿
委 員	秋山 守男	地域福祉関係者	エミデルサロンふれあい
委 員	岩本 まなみ	介護事業関係者	ケアマネットしまだ
委 員	小野 勝彦	被保険者	介護相談員
委 員	小原 智永	医療関係者	静岡県理学療法士会
委 員	加藤 洋一	地域福祉関係者	金谷地区社会福祉協議会
委 員	児玉 伸昭	被保険者	島田市老人クラブ連合会
委 員	坂田 旬	医療関係者	島田歯科医師会
委 員	櫻井 一範	介護事業関係者	特別養護老人ホーム本田山荘
委 員	杉本 優子	地域福祉関係者	島田市社会福祉協議会
委 員	丹野 啓二	介護事業関係者	一期一会トータルケア（株）
副委員長	長野 恭子	地域福祉関係者	島田市民生委員・児童委員協議会
委 員	深井 朱実	保健関係者	島田市保健委員協議会
委 員	松永 和彦	医療関係者	島田市医師会
委 員	村松 義文	医療関係者	島田薬剤師会
委 員	渡邊 良和	自治会連合会の代表者	島田市自治会連合会
委 員 長	山城 厚生	学識経験者	学校法人静岡精華学園常務理事

※所属名等は委嘱日現在

2 第10次島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会要綱

令和5年6月1日

告示第158号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下これらを「高齢者保健福祉計画等」という。）を策定するため、島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の原案に関する事。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、高齢者保健福祉計画等の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 介護サービスを提供する事業所又は施設の職員
- (4) 社会福祉又は地域福祉に関係する団体に属する者
- (5) 島田市自治会連合会に属する者
- (6) 島田市保健委員協議会に属する者
- (7) 被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から高齢者保健福祉計画等の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3 第10次島田市高齢者保健福祉計画等策定経過

月日	内容
2022（令和4）年 12月8日～ 12月28日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査 ● 一般高齢者、要支援認定者・事業対象者、要介護認定者を対象に 郵送配布・郵送回収
2023（令和5）年 7月20日	第1回 島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ● 計画策定の概要について ● アンケート調査結果報告について ● 策定スケジュールについて
9月14日	第2回 島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ● 計画策定の概要について ● 島田市の高齢者の状況について ● 施策実施状況調査について
11月16日	第3回 島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ● 高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る意見等について ● 基本構想と重点施策について ● 介護サービス提供事業者アンケート調査結果について ● アンケート結果等を踏まえての施設整備について ● パブリック・コメントについて
12月14日	第4回 島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ● 介護サービスの提供状況と施設整備の方針（案）について ● 介護保険の仕組みについて ● 計画素案について
12月18日～ 2024（令和6）年 1月17日	パブリック・コメントの実施 ● 公表場所 島田市役所、金谷支所、川根支所の情報公開コーナー、 島田市保健福祉センター（長寿介護課）、 島田市ホームページ ● 募集方法 インターネットメール、郵送、FAX、持参 ● 意見等の件数 0件
2月8日	第5回 島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ● パブリック・コメントの実施結果について ● 主な変更点について ● 施設整備の方針について ● 介護保険料の設定について ● 効果指標の設定について

4 用語解説

◆◆ あ行 ◆◆

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術

アセスメント

介護サービス利用者の「自立支援」をチームで進めていく上で基本となる、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）や意向を明らかにするための情報収集、分析等の一連の過程

eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称

一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場の充実や、自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す事業

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略称で、持続可能な開発目標で、17の目標と169のターゲットからなる。国連が掲げた、国際社会全体で2030（令和12）年までに達成するように定めた持続可能な社会を創るための開発目標

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになる

オーラルフレイル

嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされている

◆ ◆ か行 ◆ ◆

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度の要介護者を受入れ、看取り・終末期ケアの機能と生活の場としての機能を備える施設

介護給付

要介護認定を受けた利用者が利用できるサービスの費用の一部を保険料・税金から支給すること

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護または要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、その心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）等を作成し、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行う者

介護相談員

介護サービス事業所等を訪問し、利用者やその家族からの介護サービスに関する相談に応じる等の活動を行い、問題を発見して苦情に至る前に事態が改善されるよう、利用者の声を介護サービス事業所等や行政に伝えることで「橋渡し」の役割を担っている者

介護認定審査会

市区町村が設置する要介護認定の審査を行う機関。保健・医療・福祉の専門家で構成され、介護保険の被保険者の心身の状況調査結果や、かかりつけ医の意見に基づいて審査判定を行う

介護療養型医療施設

病院・診療所の介護保険適用の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理や看護、医学的管理下での介護や機能訓練などを行うことを目的とする施設

介護予防

運動機能の低下や低栄養状態等からくる生活機能の低下により、要支援、要介護状態になることや、要介護状態が悪化することを防ぐこと

介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的に、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方や食事等の療養上の管理・指導を行う

介護予防支援

心身の状況や環境、家族の希望により介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する

介護予防住宅改修

介護予防を目的に、手すりの取り付け、床段差の解消等、住宅を改修することで居宅での日常生活を支援する

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防を目的に、通所を中心として、利用者の状態や希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供することで在宅での生活を支援する

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防を目的に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事・入浴の介護や生活機能の維持向上のための機能訓練等を行う

介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護予防を目的に、介護老人保健施設等に短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練等を行う

介護予防通所リハビリテーション

介護予防を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りで生活機能の維持向上のための機能訓練等を行う

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している人が受けるサービス。介護予防を目的に、食事・入浴等の介護や機能訓練を行う。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と外部の事業者がサービスを提供する外部サービス型に区分される

介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011（平成 23）年の介護保険制度の改正において創設され、2014（平成 26）年の制度改正により再編成された事業。「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなる

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活して受けるサービス。介護予防を目的に、食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を行う

介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者に介護予防を目的として、日帰りで食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行う

介護予防福祉用具貸与

介護予防を目的に、心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な福祉用具を貸与する

介護予防訪問看護

介護予防を目的に、看護師等が訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助等を行う

介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的に、看護師、ホームヘルパーが移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行う

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防を目的に、リハビリ専門職が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリ等の指導を行う

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

介護老人保健施設

病状安定期にあり、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うことを目的として、自宅への復帰を目指す施設

かかりつけ医

患者の健康管理について相談にのり、日常的な診療や初期治療にあたる医師。地域の開業医がこれを担い、より詳細な検査や高度な診療が必要と判断した場合には、協力体制にある総合病院等に紹介する

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、通所、訪問（介護と看護）、泊まりのサービスを組み合わせて柔軟に対応することで在宅での生活を支援する

キャラバン・メイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役

協議体

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取り組みにつながることから、定期的な情報共有・連携強化の場として活動する。生活支援コーディネーターの組織的な補完を役割とし、資源開発、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングなどを行う

共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児・者がともに利用できるサービス

居宅介護支援

アセスメントで把握した利用者の意向やニーズにより居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する

居宅療養管理指導

通院することが困難な人に対して、医師、歯科医師、薬剤師や管理栄養士などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行う

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること

ケアプラン

アセスメントで把握した利用者の意向やニーズに対して、どのような支援やサービスを利用し、自立した生活を営んでいくかを表した計画。ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催して、介護サービス事業者等の関係機関と連絡調整を図りながら、協働して作成する

ケアマネジメント

利用者自身の心身の状況やニーズを捉え、尊厳を持って自立した生活ができるよう支援していく一連の過程

ケアマネジャー

介護支援専門員

軽費老人ホーム

高齢等のため独立して生活するには不安がある方、または自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方で、家族による援助を受けることができない方を入所させ、低額な料金で食事サービスその他日常生活上の世話をを行い、安心して暮らせるように支援する施設

KDBシステム

「国保データベースシステム」のことで、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報を活用して、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたもの

健幸アンバサダー

健康づくりに関する正しい知識や上手な情報の伝え方を学んで、友人や近所の人など、周囲の人に情報を伝える人のこと

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと

後期高齢化率

総人口に占める 75 歳以上の人口の割合

口腔ケア

口の中を清潔に保つことで、口腔内だけでなく体全体の健康を保つ手入れや管理のこと

コーディネーター

ものごとを調整する役の人

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合

コミュニティバス・タクシー

市民の生活の移動手段を確保するため運行している地域公共交通としてのバスやタクシーのこと。バスは主に、車の運転ができないお年寄りや、学生の通学に利用されている

◆ ◆ さ行 ◆ ◆

在宅医療

自宅などの住み慣れた場所に、医師や看護師が訪問して、診療や治療を行う医療のこと

しまだ健幸マイレージ

楽しみながら健康で幸せに暮らせること（健幸づくり）を応援するポイント制度

しまだ市っ歌り（しっかり）げんき体操

島田市歌に合わせた体操で、転倒防止・介護予防・体力向上・住民参加を目的として、2011（平成 23）年に製作された

しまトレ

「しまだ市っ歌りげんき体操」と「しぞ〜かでん伝体操」を総称した、しまだを元気にする体操（トレーニング）のこと。公民館や公会堂などの市内のさまざまな場所で、地域の人たちが集まって実施されている

市民後見人

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと

住宅改修

居宅での日常生活を支援するために、手すりの取り付け、段差の解消など、住宅を改修すること

小規模多機能型居宅介護

通所を中心として、利用者の状態や希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせサービスを提供することで在宅での生活を支援する

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織

新型コロナウイルス感染症

2019（令和元）年12月以降、中国の湖北省武漢市で病原体不明の肺炎が急増し、のちに新型コロナウイルス（COVID-19）感染症と判明。中国から世界各地に感染が拡大

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進を目的とする。多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い、資源開発、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを通して、地域での一体的な活動を推進する

生活習慣病

生活習慣を改善することによって、病気の発症や進行を防ぐことができる高血圧症や糖尿病、動脈硬化性疾患等の総称

成年後見支援センター

成年後見制度に関する相談・支援や、市民後見人の養成・支援、成年後見制度の普及・啓発を行う機関

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ることや、人間としての尊厳が損なわれることのないよう、主に法律面で支援する制度

ソーシャルワーカー

病気や障害、老化による機能低下などによって生活に問題を抱える人やその家族に対して、適切な助言・支援を行う人のこと

◆◆ た行 ◆◆

タイアップ

『結びつく』という意味で、一般的には、『協力・提携』という形で相互が利益を共有できる関係を築こうとする場合に使われる

第1号被保険者

介護保険制度においては、65歳以上の人

耐震シェルター

住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの。既存の住宅に手を加えることなく設置することも可能

第2号被保険者

介護保険制度においては、40歳以上65歳未満の人

ダウンロード

インターネット上から、画像やソフトウェアなどのファイルを自分のパソコンにコピーすること

ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと

団塊ジュニア世代

1971（昭和46）年から1974（昭和49）年頃の第二次ベビーブーム期に生まれた世代のこと。戦後のベビーブーム期に生まれた団塊世代の子どもにあたる世代

団塊の世代

1947（昭和22）年から1949（昭和24）年までのベビーブーム期に生まれた世代

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練等を行う

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医療や介護、機能訓練等を行う

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの

地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる限り継続できるよう支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（医療、介護、予防、住まい、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組み

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関

地域密着型サービス

認知症や寝たきりになっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、2006（平成 18）年から新たに介護保険に創設されたサービス群。小規模な施設や居宅サービスが特徴で、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護などがある

地域密着型通所介護

介護保険法改正により、2016（平成 28）年 4 月から、定員 18 人以下の小規模な通所介護（デイサービス）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、市が指定監督等を行う地域密着型サービスに位置づけられた。日帰りで施設に通い、食事・入浴などの介護や機能訓練等を行う

チームオレンジ

認知症の本人、家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターによる継続支援チームを「チームオレンジ」と呼ぶ。ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームオレンジのメンバーになれる

地区社会福祉協議会

住民の生活により近い地域で福祉を実践するため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等によって構成されている任意の団体。概ね小学校区単位で組織され、市社協とは対等なパートナーとして、住民同士の「助け合い」や「支え合い」により地域福祉を推進する

通所介護（デイサービス）

利用定員 19 人以上のデイサービスセンターに通い、入浴、食事の介護、機能訓練等を行う

通所リハビリテーション

医療施設や介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士による機能訓練等を行う

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が密接に連携しながら定期的な巡回や随時対応を行う

デジタル活用

FAXでやり取りしていた文書をメールで送受信する等、アナログ形式の情報をデジタル形式に変換して行政手続きやサービスに活用すること。国では、2019（令和元）年5月31日に「デジタル手続法」を公布し、行政手続のオンライン化を推進している

デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと

デジタルリテラシー

デジタル技術を利用するに当たって必要とされる知識や能力のこと

特定介護予防福祉用具購入費

介護予防を目的に、心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な入浴または排泄に要する福祉用具の購入費用

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している人が受けるサービス。食事・入浴等の介護や機能訓練を行う。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と外部の事業者がサービスを提供する外部サービス型に区分される

特定福祉用具購入費

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト等の購入費用

トランポウーク

ミニトランポリンの上で、歩きながら楽しむスポーツで、幅広い年齢層の人が、自分の年齢や体力に合わせて気軽に有酸素運動をすることができる。トランポリンを使うことで、バランス感覚の向上や足腰の強化に効果があり、メタボリック対策としても期待できる

◆◆ な行 ◆◆

2030 アジェンダ

2015（平成 27）年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際社会共通の目標

日常生活圏域

地域のさまざまな介護サービスを切れ目なく適時適切に提供するために、利用者の生活圏域を想定して設定したエリア。島田市では中学校区を基本として設定

ニュースポーツ

スポーツの原点である「楽しさの追求」を理念に掲げて考案され、柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備え、年齢や性別によるハンディが少なく、特別なトレーニングをしなくても簡易な用具を使いプレイを楽しめるスポーツをいう

尿中アルブミン

アルブミンは、血液中のタンパク質の主成分であり、通常は腎臓で再吸収されるため、尿中にはほとんど検出されないが、腎臓の機能が弱まって、老廃物のろ過機能がうまくいかなくなると、アルブミンが尿中に排泄されるため、尿中のアルブミン量を調べることで腎臓の状態を知ることができる

認知症カフェ

認知症の人やその家族などの介護者、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる集いの場

認知症サポーター

認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティア

認知症初期集中支援チーム

認知症の方と家族を支援する専門家によるチーム。専門職が家族などの訴えにより認知症が疑われる人や家族などを訪問し、適切な医療や介護を受けられるように支援を行う

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活して受けるサービス。食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う

認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者に、日帰りで食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練を行う

認定調査

要介護・要支援認定のために行われる調査。調査は市区町村職員や委託を受けた事業者の職員等が被保険者の自宅や入所・入院先などを訪問し、受けているサービスの状況、置かれている環境、心身の状況、その他の事項について、全国共通の 74 項目からなる認定調査票を用いて行う

◆◆ は行 ◆◆

8050 問題

80 歳代の高齢の親と、働いていない独身の 50 歳代の子とが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題

8020 運動

「8020（ハチ・マル・ニイ・マル）運動」は、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という運動避難行動要支援者災害時に、高齢者や障害者等の特に避難支援を必要とする者

パラスポーツ

障害があっても能力を生かしてスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツのこと

福祉避難所

災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所

福祉用具貸与

車椅子や特殊寝台（ベッド）等の福祉用具の貸し出しをする

ふじのくに健康いきいきカード

「しまだ健幸マイレージ」で健幸づくりに取り組み、ポイントを貯めるともらえるカード。このカードを県内協力店で提示すると、さまざまなサービスが受けられるふれあいしまだ塾市職員が、市民の申込みに応じ、集会等に出向いて市政についての説明を行う島田市の事業

ふれあいしまだ塾

市職員が、市民の申込みに応じ、集会等に出向いて市政についての説明を行う島田市の事業

フレイル

加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態で、虚弱の意

フロー図

仕事の内容や手順を図で表したもの

防災ベッド

睡眠中に発生した地震から身を守るベッドのこと

ホームページ

企業・個人などのウェブページで、最初に閲覧されることを意図したページ。広義にウェブページ一般を指すこともある

訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつ等の身体介護や掃除、洗濯、食事等の生活援助を行う

訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行う

訪問診療

在宅で療養していて通院が困難な患者を対象に、医師が定期的に訪問して診療を行うこと

訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で看護師やホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴の介護を行う

訪問リハビリテーション

理学療法士等のリハビリ専門職が訪問し、リハビリを行う

保険者

介護保険制度においては市区町村であり、被保険者の資格管理、要介護認定・要支援認定、保険給付、地域密着型サービス事業者に対する指定及び指導監督、地域支援事業、介護保険事業計画、保険料等に関する事務等を行う

◆◆ ま行 ◆◆

看取り

病人のそばにいて世話をすること。また、人生の最期における見守りや看病民生委員厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる

メタボリックシンドローム

日本語では内臓脂肪症候群と呼ばれ、内臓脂肪に加えて、高血圧や脂質異常、高血糖が重なっている状態のこと

◆◆ や行 ◆◆

有料老人ホーム

入居している高齢者に、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理などのサービスを提供している民間施設。入居者の自立度に応じて、介護付、住宅型、健康型などの種類がある

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を整備するという考え方

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について市区町村が認定すること

要支援認定

介護給付を受けようとする被保険者が要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について市区町村が認定すること

予防給付サービス

要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。要支援1、要支援2に認定された人が利用するサービス

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をいい、家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられるリスク危険。将来のいずれかの時において何か悪い事象が起こる可能性をいう

リスク

危険。将来のいずれかの時において何か悪い事象が起こる可能性をいう

リビング・ウイル

不慮の事故や病気の悪化、老衰などの「もしものとき」の医療・ケアについて、本人が生前の意思表示を行うこと。島田市では、「リビング・ウイル島田版」を作成し、「携帯カード」の作成を推進している

5 事業索引

	事業名	掲載ページ (第5章)
あ	I C T等の活用による業務の効率化	146
い	e スポーツ教室事業	90
	生きがい活動支援通所事業	85
	一般介護予防事業評価事業	84
	居場所づくり事業	89
う	運転免許証自主返納の促進	123
え	A C P（人生会議）普及啓発事業	132
お	おでかけデイサービス事業	84
	おむつ代の医療費控除証明書の発行	114
か	介護関連資格取得への支援	146
	介護給付適正化事業	139
	介護教室や職場体験の促進	146
	介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上	143
	介護支援専門員活動支援事業	144
	介護人材確保・定着事業への参加促進	146
	介護人材の確保	145
	介護相談員派遣事業	143
	介護保険住宅改修支援事業	119
	介護マークの普及啓発	114
	介護予防ケアマネジメント事業（地域包括支援センター）	130
	介護予防・生活支援サービスの基盤整備	105
	介護予防出前講座	83
	介護予防把握事業	86
	介護離職防止施策の推進	115
	学習活動・仲間づくりの支援	92
	家具等転倒防止対策事業	119
	家族介護者交流事業	113
	家族介護用品支給事業	114
	通いの場等での健康教育・健康相談	103
	川根介護予防拠点施設（ふれあい健康プラザ）管理運営	83
	川根地区移動支援サービス事業	111
	がん検診事業	100
き	居宅サービスの充実	148
け	敬老会実施地区助成事業	91
	敬老事業	92
	元気・脳力アップ塾	83
	健康教育	97

	健康状態不明者訪問事業	103
	健康相談	97
	健康づくり事業	95
こ	公共交通に関する地域別ワークショップの開催	110
	高齢者インフルエンザ予防接種事業	101
	高齢者虐待防止事業	122
	高齢者権利擁護事業（地域包括支援センター）	128
	高齢者等配食サービス事業	109
	高齢者等補聴器購入費助成事業	91
	高齢者の住まいの確保	118
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施体制の推進	102
	高齢者見守り台帳	121
	高齢者向け就職支援セミナー	93
	高齢者用肺炎球菌予防接種事業	102
	高齢者読み聞かせ活動	93
	骨粗しょう症検診	101
さ	災害・感染症対策	124
	在宅医療・介護連携の推進	132
	在宅医療の推進	131
し	市営住宅高齢者世帯優先入居制度	118
	事業所の指定と指導・監督	143
	歯周疾患検診	99
	施設サービスの充実	154
	シニアトレーニングサポーター養成講座事業	106
	しまだ健幸マイレージ事業	95
	しまトレ推進事業	87
	市民への啓発（在宅医療、リビング・ウィル）	133
	地元主体運行、外出支援事業の促進	111
	若年性認知症対策	137
	重層的支援体制整備事業	107
	重度障害者等移動支援車両貸出事業	111
	住民主体の生活支援サービス	108
	障害者控除対象者認定書の発行	114
	障害福祉サービスと介護サービスの連携強化	144
	消費者保護事業	123
	食生活相談	98
	自立生活支援事業	108
	シルバー人材センター等と連携した就労支援	93
す	スポーツ教室	95
せ	生活管理指導短期宿泊事業	109
	成年後見制度利用支援事業	122

	成年後見制度利用推進事業	123
そ	総合事業通所介護	84
	総合事業訪問介護	108
	総合相談・支援事業（地域包括支援センター）	128
た	带状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業	102
	耐震シェルター等設置事業	119
	短期運動指導教室	85
	男性を対象とした料理教室	99
ち	地域ケア会議推進事業	129
	地域公共交通運行事業	110
	地域高齢者見守りネットワークづくり事業	121
	地域ふれあい事業	89
	地域包括支援センターの機能と体制の強化	127
	地域密着型サービスの充実	151
	地域リハビリテーション活動支援事業	86
て	低所得者等に対する利用者負担の軽減制度	109
	デジタル活用支援員派遣等事業	110
と	特定健診・特定保健指導	96
に	認知症家族会	113
	認知症高齢者見守り事業	136
	認知症サポーター養成事業	122
	認知症初期集中支援チーム	136
	認知症対策検討委員会	135
	認知症地域支援・ケア向上事業	135
の	脳の健康度テスト	84
は	8020運動の推進	99
	パワーリハビリ教室事業	82
ひ	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	120
	避難行動要支援者支援体制の整備	125
ふ	福祉避難所としての協定締結	125
ほ	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域包括支援センター）	128
	訪問型介護予防指導事業	85
	訪問歯科診療事業	100
	訪問指導	98
や	ヤングケアラー関連事業	115
よ	養護老人ホーム管理運営	118
ろ	老人クラブ活動の支援	91
	老人福祉センター（伊太なごみの里）管理運営	92
	老人保護措置事業	117

第10次
島田市高齢者保健福祉計画
〈第9期島田市介護保険事業計画〉

発行 2024（令和6）年3月
企画・編集 島田市 健康福祉部 長寿介護課

〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1
TEL:0547-34-3293／FAX:0547-37-8200